

健発0814第1号
平成27年8月14日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」の一部改正について

「がん対策推進基本計画」(平成24年6月8日閣議決定)において、緩和ケアについては、「がんと診断された時から身体的・精神心理的・社会的苦痛などに対して適切に緩和ケアを受け、こうした苦痛が緩和されること」、また、緩和ケア研修については、「拠点病院では、自施設のがん診療に携わる全ての医師が緩和ケア研修を修了すること」が目標として掲げられています。

緩和ケア研修会については、「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針について」(平成20年4月1日付け健発第0401016号当職通知)の別添「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針」に基づき実施しているところですが、下記のとおり一部改正し、これに則った研修の実施を推進することとしましたので、貴職におかれましては、内容を了知の上、貴管内のがん診療連携拠点病院等、関係団体等に対して周知するとともに、その実施に努められるよう特段の御配慮をお願い致します。

記

1. 改正内容

別添新旧対照表のとおり。

2. 施行期日

平成27年10月1日より施行する。ただし、改正指針中6の(2)のうち、①のエの(オ)及び(カ)並びに②のオの(カ)及び(キ)については、平成28年4月1日より施行する。